

## 肉眼動物解剖技術研修会会則

### 第1章 総則

#### [名称]

第1条 肉眼動物解剖技術研修会（以下、本会という）は、日本獣医解剖学会会則第3条（5）に基づき、所属研修会として設置する。

#### [目的]

第2条 本会は、「肉眼解剖技術の継承と獣医解剖学教育の発展を期する」ことを目的とする。

#### [事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成する為、以下の事業を行う。

- 1) 研修会の実施
- 2) その他、本会の目的達成に必要な事項

#### [事務局]

第4条 本会の事務局を肉眼動物解剖技術研修会代表の下に置く。

### 第2章 会員

#### [会員の種別]

第5条 本会は、日本獣医解剖学会会員により構成される。

### 第3章 役員

#### [役員]

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1) 委員 6名程度
- 2) 監事 2名程度

第7条 委員は、日本獣医解剖学会教育・研修会担当理事を代表とし、その他の委員は原則として「肉眼動物解剖技術の日本獣医解剖学会認定に関する規定」に定める認定指導者から日本獣医解剖学会理事会が任命する。監事は、日本獣医解剖学会理事会での互選とする。

### 第4章 会議

#### [役員会]

第8条 代表が必要と認めたときにこれを開く。

第9条 会議は次の事項を審議し、決議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 会則の変更
- 4) その他の必要事項

## 第5章 会計

### [経費]

第10条 本会の経費は、日本獣医解剖学会からの補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。

第11条 本会の会計年度は、毎年2月1日より翌年の1月31日までとする。

## 第6章 会則の変更

第12条 本会会則の変更は、役員会の議を経て行う。

## 第7章 雑則

第13条 本会則に定めるもののほか、本会事務の運営上必要な細則は、役員会の議を経て、代表が別に定める。

## 付則

本会則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。